

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 鳴門市長、鳴門市消防長、鳴門市企業局長、鳴門市議会議長、鳴門市代表監査委員、
鳴門市公平委員会、鳴門市選挙管理委員会、鳴門市農業委員会、鳴門市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.5%
全職員	80.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.6%
本庁課長相当職	100.1%
本庁課長補佐相当職	99.5%
本庁係長相当職	93.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	105.6%
31～35年	96.9%
26～30年	92.1%
21～25年	88.4%
16～20年	88.5%
11～15年	91.0%
6～10年	98.0%
1～5年	97.4%

【説明欄】

- ・住居手当および扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、それぞれの受給者に占める男性の割合は、住居手当が66.7%、扶養手当が83.5%である。
- ・相対的に給与水準の低い会計年度任用職員のうち、女性が占める割合は62.7%となっており、全職員で比較した際に男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。